



宮 崎 県 公 報

平成29年 4 月 27 日 (木曜日) 第 2890 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称の変更……………(障がい福祉課) 1
 - 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地の変更……………(") 1
 - 保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 1
 - 保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(") 2
- ### 公 告
- 宮崎県労働委員会委員の推薦手続……………(雇用労働政策課) 2
 - 主要農作物奨励品種の選定……………(農産園芸課) 5
 - 主要農作物奨励品種の選定の廃止及び認定品種の選定……………(") 5
 - 土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 5

頁

- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 5
 - 基本測量終了の通知……………(管理課) 5
- ### 企業局企業管理規程
- 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 5
- ### 人事委員会規則
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- ### 公安委員会公告
- 警備員等の検定の実施について(2件)…………… 6
- ### 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 8
 - 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 8

告 示

宮崎県告示第 310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成29年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
薬局メアリーズファーマシー	宮崎市	マリーズ薬局柳丸	薬局メアリーズファーマシー	平成29年 4 月 1 日

宮崎県告示第 311号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称・所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
有限会社リブ薬局	都城市	有限会社下長飯薬局	有限会社リブ薬局	平成29年 5 月 1 日

都城市下長飯町1614番地 1	都城市安久町56番地 1
-----------------	--------------

宮崎県告示第 312号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字椎木字柳丸3614-1、字大多賀平3645-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字柳丸3614-1・字大多賀平3645-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 313号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 4 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字市ノ股1776- 2、1776-11、1776-14、1776-16、1776-17、1776-20、1776-24、字仁田ノ越1792- 1、1792- 9、1792-12、1838- 1、1838-11、字榎木1844- 1、1844- 7、1855- 1、1855- 6、1855- 7、1855- 9、1856- 8、1856-21
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 314号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成29年 4 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字赤水谷6895- 1、6930-11、6930-12、6930-13、6930-14、6930-15
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字赤水谷6895- 1・6930-11（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

第41期宮崎県労働委員会委員の任期が平成29年 8 月19日をもって

満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第 174号）第19条の12第 3 項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第 1 項の規定により第42期委員を任命するので、使用者団体及び労働組合に委員の候補者の推薦を求める。

平成29年 4 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 任命する委員の数

使用者委員 5人
労働者委員 5人
- 2 推薦できるものの資格
 - (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。
 - (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。
- 3 推薦される候補者の資格等

労働組合法第19条の12第 6 項において準用する同法第19条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

なお、国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第 104条、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 6 条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。
- 4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。
- 5 推薦期間

平成29年 5 月 8 日（月曜日）から平成29年 6 月14日（水曜日）まで
- 6 推薦の方法
 - (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。
 - ア 推薦書（別記様式第 1 号） 1部
 - イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1部
 - ウ 被推薦者の履歴書 1部
 - エ 委員候補者調書（別記様式第 2 号） 1部
 - (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。
 - ア 推薦書（別記様式第 1 号） 1部
 - イ 労働組合法施行令第21条第 3 項の宮崎県労働委員会の証明書（証明書の発行に係る手続については事前に宮崎県労働委員会事務局に確認すること。） 1部
 - ウ 被推薦者の履歴書（労働組合歴及び一般職歴を記載すること。） 1部
 - エ 委員候補者調書（別記様式第 2 号） 1部
- 7 推薦書類の提出先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣 殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

㊟

第 42 期 宮 崎 県 労 働 委 員 会 の 使 用 者 (労 働 者) 委 員 の 候 補 者 と し て、次 の 者 を 推 薦 し ま す。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

添 付 書 類

- 1 委 員 候 補 者 の 履 歴 書
- 2 委 員 候 補 者 調 書 (別 記 様 式 第 2 号)
- 3 規 約 又 は 定 款 の 写 し (使 用 者 委 員 候 補 者 推 薦 の 場 合)
- 4 宮 崎 県 労 働 委 員 会 の 資 格 証 明 書 の 写 し (労 働 者 委 員 候 補 者 推 薦 の 場 合)

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第 42 期宮崎県労働委員会使用者（労働者）委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

次のとおり、主要農作物の奨励品種の選定をした。

平成29年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 選定をした年月日
平成29年3月27日
- 2 奨励品種として選定したもの
品種名
普通期水稲 み系 358（うるち種）
※出願公表中

次のとおり、主要農作物の奨励品種の選定の廃止及び認定品種の選定をした。

平成29年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 奨励品種の選定の廃止及び認定品種の選定をした年月日
平成29年2月17日
- 2 奨励品種としての選定を廃止したもの
品種名
はだか麦 ナンプウハダカ
小 麦 ニシカゼコムギ
- 3 認定品種として選定したもの
品種名
はだか麦 イチバンボン
はだか麦 宮崎裸（奨励品種から移行）
小 麦 チクゴイズミ
大 麦 はるか二条

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成29年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	白 山 義 則	綾町大字北俣4157番地

（任期：平成31年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、新木土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	根 井 修	宮崎市佐土原町東上那珂9862番地
理 事	清 敏 治	宮崎市佐土原町東上那珂 10260番地
理 事	岩 切 俊 弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理 事	岩 切 義 明	宮崎市佐土原町東上那珂9552番地 3
監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	根 井 一 年	宮崎市佐土原町東上那珂9622番地

（任期：平成31年3月31日まで）

- 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	根 井 修	宮崎市佐土原町東上那珂9862番地
理 事	清 敏 治	宮崎市佐土原町東上那珂 10260番地
理 事	岩 切 俊 弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理 事	根 井 一 敏	宮崎市佐土原町東上那珂 10410番地
監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	岩 切 義 明	宮崎市佐土原町東上那珂9552番地 3

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2783号により公告した基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）が平成29年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成29年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成29年4月27日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第 6 号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 2 条の 2 関係）			別表第 1（第 2 条の 2 関係）		
職	職務の級	支給額	職	職務の級	支給額
副局長	[略]		副局長	[略]	
	8 級	117,500円		8 級	116,900円
技監	9 級	123,900円	技監	8 級	91,300円
	8 級	91,300円 <u>(管理者が別に定めるものにあつては、105,800円)</u>		参事	7 級
	7 級	83,000円			
参事	8 級	91,300円			
	7 級	83,000円			
[略]			[略]		

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 4 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第28号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表第 1（第 2 条関係）					別表第 1（第 2 条関係）					
組織	職	種別	区分		組織	職	種別	区分		
知事	[略]	[略]			知事	[略]	[略]			
	林業技術センター	[略]	[略]	[略]		林業技術センター	[略]	[略]	[略]	[略]
		副所長	3 種	2			副所長	3 種	2	
	木材利用技術センター	所長				木材利用技術センター	所長	2 種	2	<u>(人事委員会が別に定めるものにあつては 3 種)</u>
副所長				副所長	3 種		2			
計量検定所	所長			計量検定所	所長					
[略]				[略]						
[略]				[略]						

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 9 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施す

る。

平成29年4月27日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2級	平成29年7月28日(金)午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

30人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成29年6月5日(月)から6月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 雑踏の整理に関すること。
エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合に

おける応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 雑踏の整理に関すること。
イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(電話番号0985-31-0110)に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成29年4月27日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	2級	平成29年8月5日(土)午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部

3 定員

15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成29年6月19日(月)から6月30日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、雨合羽等必要品を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係 (代表電話0985-31-0110) に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成29年4月17日現在次のとおりである。

平成29年4月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,621人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 216,381人

宮崎県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成29年4月17日現在次のとおりである。

平成29年4月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

東諸県郡選挙区

7,784人